## 法律名:内航海運組合法

1.案内情報

手続名 : 内航海運組合連合会の解散の届出

手続根拠 :・内航海運組合法第58条(第52条第2項準用)

・内航海運組合法施行規則第11条

手続対象者 : 内航海運組合連合会

提出時期 :解散の日から2週間以内

提出方法 :解散した旨を記載した届出書を作成し、国土交通大臣(内航海

運組合連合会の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合

は、当該地方運輸局長等)へ提出してください。

手数料 : なし

添付書類・部数:(添付書類)・解散が総会の決議によるときは、当該総会の議事

録の謄本

(部数)2通

申請書様式 :特になし

記載要覧・記載例 :提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

## 2.窓口情報

## 提出先:

国土交通省海事局国内貨物課 03-5253-8627(直通) 北海道運輸局運航部輸送課 0134-23-4213(直通) 東北運輸局運航部輸送課 022-299-8858(直通) 新潟運輸局運航部輸送課 025-244-6115(直通) 関東運輸局運航部輸送課 045-211-7214(直通) 中部運輸局運航部輸送課 052-952-8013(直通) 近畿運輸局運航部輸送課 06-6949-6416(直通) 神戸海運監理部運航部輸送課 078-321-3143(直通) 中国運輸局運航部輸送課 082-228-3679(直通) 四国運輸局運航部輸送課 087-825-1178(直通) 九州運輸局運航部輸送課 093-332-8083(直通) 沖縄総合事務局運輸部海運第一課 098-866-0031(直通)

受付時間:提出先にお問い合わせください。

相談窓口 :上記提出先

3 . 手続情報

審査基準 : なし 標準処理期間 : なし

不服申立方法 :(行政不服審査法の規定による)